

集会内容

全体会

「家族訴訟に問われる、ハンセン病問題おける『教育・啓発』の今後」

家族訴訟判決において、厚労省のみならず、文科省、法務省のこれまでのハンセン病問題対策、特に教育、啓発に対して厳しい見解が示された。そのことを受けて、当事者と国との間であらたな教育、啓発の在り方に対する検討が始まっている。市民学会においても、教育、啓発という課題は、これまでも幾度もテーマとして取り上げてきた課題であり、今回の問題提起に対してもしっかりと向き合いが求められるところである。教育、啓発にそれぞれの現場を持つ市民が、あらためて、今回問われた内容に関心を持ち、自分の課題として受け止めていくことがいま強く求められている。

また開催地である長野県においても、これまで解放教育が展開され、ハンセン病問題に関する教育、啓発活動もおこなわれてきたが、今回のハンセン病問題にかかる教育、啓発に関する動きは、それらに対しても大きな問題提起になると受け止められている。長野におけるこれまでの取り組みも意識して、以下の形での全体会を企画した。

基調報告 林 力（ハンセン病家族訴訟原告団団長）

趣旨説明 徳田靖之（ハンセン病家族訴訟弁護団）

リレートーク Aさん（家族原告）

柴谷真理子（関西テレビディレクター）

深町将司（長野県上田市立第六中学校教員）

対 談 伊波敏男×徳田靖之

進 行 原田恵子（ハンセン病市民学会事務局次長）

分科会

A 「教育・啓発」 何を目的とするのか

国のハンセン病隔離政策等は、患者の人権を蹂躪しただけではなく、その家族の人々が偏見差別を受ける社会構造を形成した。家族訴訟はこうした国の過ちが社会的に認知されて以降も、家族に対する偏見差別を除去すべき義務を怠った違法性と過失を明らかにし、教育・啓発の課題を突きつけた。

しかし家族の人々の「人生被害」は、国と家族の人々という2者の関係だけで成立するものでない。家族の人々に日常的に、生活や人生の様々な場面で息苦しさを感じさせる直接の当事者として私たち市民の存在があった。そしてそれは今も続いている。

入所者の社会復帰の困難、家族訴訟が今日まで提訴できなかったこと、その訴訟さえ多くの原告が匿名で参加していることなど、形を変えた静かな「むらい県運動」がなお息絶えていないことを感じる。

私たちはこの訴訟から改めて、私たち自身の責任と課題を考えたい。その取り組みの重要な一環が教育と啓発である。何を学ぶのか、何を共有化しなければならないのか。市民のこの問題に関する意識の実態はどうか。次世代にどう伝えるのか。学校教育や市民啓発、メディアの課題は何か。参加者の皆さんとともに議論を深めたい。

コーディネイター 奥田 均（おくだ ひとし）〈近畿大学人権問題研究所〉

パネリスト ①黄 光男（ファン グァンナム）〈家族訴訟原告団〉

②島 翔吾（しま しょうご）〈家族訴訟弁護団〉

③延 和聰（のぶ かずとし）〈盈進中学高等学校〉

④畑谷 史代（はたや ふみよ）〈信濃毎日新聞社〉

B 「無らい県運動」から私たちは何を学ぶのか

無らい県運動はこれまでの市民学会で何度か取り上げられ、無らい県運動研究会の成果物『ハンセン病絶対隔離政策と日本社会』によって多角的に検証がなされてきた。その中で、今なお日本社会が目を向け続ける必要があるのは、無らい県運動の核にある思想が、戦前の優生思想・民族浄化論のような全体主義的なものから、戦後の新憲法の下で社会防衛論的なものに転化されて継続したという点である。「隔離は感染症から未感染者を守るために必要な手段であり、感染者にとっては隔離された環境で医療ケアを受けることが恩恵となる」というロジックは、今日の感染症予防にも通じる。しかし、行政機関にとっては、感染者、家族、さらには患者が多発する地域に対するスティグマ発生への施策がなかったし、市民にとっては感染者らへの連帯意識が生じにくいという心理的な状況が作られてきた。こうした問題意識から、この分科会では、各パネリストに、各々が行ってきた無らい県運動やそれに関連する研究・社会活動について述べてもらった後に、「隔離は感染症から未感染者を守るために必要な手段であり、感染者にとっては隔離された環境で医療ケアを受けることが恩恵となる」というロジックをどう乗り越えていけるのか、についての討論をしたい。

- コーディネーター 宮坂 道夫（みやさか みちお）〈新潟大学医学部〉
パネリスト ①横田 雄一（よこた ゆういち）〈長野県弁護士会〉
②宮前 千雅子（みやまえ ちかこ）〈関西大学人権問題研究室〉
③徳田 靖之（とくだ やすゆき）〈家族訴訟弁護団〉
④西迫 大祐（にしさこ だいすけ）〈沖縄国際大学法学部〉【交渉中】

C 「ハンセン病療養所が直面する喫緊の課題は何か」

入所者の高齢化と少数化(2019年5月現在、全国13の在園者計1211人)が進んでいる。医療や介護・看護の充実は一層切実な問題となり、そのための常勤・非常勤医師の確保などが、療養所における人権擁護委員会の実質化と並んで、「将来構想」の中心問題の一つとなっている。園でも対策に努めており、家族訴訟判決の確定を受けて行われたハンセン病基本法の一部改正で、療養所医師等の所外診療の特例等が新たに規定された。ただ、これで問題が解消されるかというところではない。

入所者がいなくなった後も、療養所を「人権を学ぶ場」等として、その全体を永久に保存する。この「療養所の永続化」問題も喫緊の課題になっている。入所者のいない療養所が出てくるということが現実の事態となってきたからである。国に永続化をどう認めさせるのか。永続化療養所の運営主体をどこにするのか。それにはどのような法改正が必要となるのか。行動計画とタイムスケジュールは。さらには将来構想との関係調整は、等々。各療養所の個別事情をも尊重しつつ、合意形成を図るべき項目は少なくない。市民学会としても、これらの喫緊の課題を広く検討し、検討結果を提言にまとめていかなければならない。

- コーディネーター 内田博文（うちだ ひろふみ）〈ハンセン病市民学会共同代表〉
パネリスト ①赤沼康弘（あかぬま やすひろ）〈弁護士〉
②森 和男（もり かずお）〈全国ハンセン病療養所入所者協議会会長〉
③青木 美憲（あおき よしのり）〈国立療養所邑久光明園園長〉
④佐藤 晃一（さとう こういち）〈全医労委員長〉

まとめの全体会 コーディネート・進行 訓覇 浩（ハンセン病市民学会事務局長）